△招　集

川越地区消防組合告示第一号

令和六年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和六年三月十八日

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

一　日　時　令和六年三月二十五日　午後一時三十分

二　場　所　川越地区消防局　三階講堂

△会　期

令和六年三月二十五日　一日間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

吉　敷　賢一郎　議員

中　村　文　明　議員　を指名する。

三、日程第五については、令和五年十月三日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、続いて、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和六年三月二十五日　午後一時三十分開議

日程第　一　会期決定について

日程第　二　議案提出書の公表について

日程第　三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第　四　会議録署名議員指名について

日程第　五　監査結果の報告について

日程第　六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

日程第　七　議案第　一号　川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第　八　議案第　二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

日程第　九　議案第　三号　令和六年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（一三人）

第　一番	爲水　順二　議員	第　二番	小峯　松治　議員
第　三番	矢内　秀憲　議員	第　四番	小ノ澤哲也　議員
第　五番	牛窪　喜史　議員	第　六番	村上　博紀　議員
第　七番	栗原　瑞治　議員	第　八番	吉敷賢一郎　議員
第　九番	中村　文明　議員	第一〇番	小高　浩行　議員
第一一番	小林　薫　議員	第一二番	柿田　有一　議員
第一三番	片野　広隆　議員		

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合　善明		
副管理者	飯島　和夫		
〃	栗原　薫		
会計管理者	佐藤　喜幸		
消防局長	齋藤　匡央		
次長	西村　政徳		
〃	浅見　篤		
川越北消防署長	武笠　浩		

川越中央消防署長　竹内　太
川越西消防署長　神山玲之
川島消防署長　長澤俊幸
総務課長　大谷清秋
予防課長　小久保和徳
救急課長　本澤　哲
指揮統制課長　木村　寛
新消防庁舎建設準備室長　山本雄一

△議場に出席した職員

書記長　黒澤博行
書記　田中尚
〃　落合昭仁
〃　志村久美子

△開　会（午後二時〇分）

○小ノ澤哲也議長　出席議員が定足数に達しておりますので、令和六年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第　一　会期決定について

○小ノ澤哲也議長　直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第　二　議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長　日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（落合昭仁書記　朗読）

川消総発第八七六号
令和六年三月二十五日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

議案の提出について（通知）

令和六年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一　川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
二　令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）
三　令和六年度川越地区消防組合一般会計予算

○小ノ澤哲也議長　以上で公表を終わります。

△日程第　三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小ノ澤哲也議長　日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第七九号
令和六年三月十八日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也

出　席　要　求　書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、三月二十五日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第八五三号
令和六年三月二十五日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

出　席　通　知　書

要求により、令和六年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者　川　合　善　明
副管理者　飯　島　和　夫
〃　栗　原　　薫
会計管理者　佐　藤　喜　幸
消防局長　齋　藤　匡　央
次　長　西　村　政　徳
〃　浅　見　篤
川越北消防署長　武　笠　　浩
川越中央消防署長　竹　内　　太
川越西消防署長　神　山　玲　之
川島消防署長　長　澤　俊　幸
総務課長　大　谷　清　秋
予防課長　小久保　和　徳
救急課長　本　澤　　哲
指揮統制課長　木　村　　寛
新消防庁舎建設準備室長　山　本　雄　一

△日程第　四　会議録署名議員指名について
○小ノ澤哲也議長　日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。
会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、
吉　敷　賢一郎　議員
中　村　文　明　議員
を指名いたします。

△日程第　五　監査結果の報告について
○小ノ澤哲也議長　日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。
監査委員より、令和五年十月三日以降本日までに七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二五号
令和五年十月三日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二七号
令和五年十月二十三日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二九号
令和五年十一月二十二日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

定例監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第百九十九条第四項及び同条第二項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査及び行政監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第三一号
令和五年十一月二十二日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号
令和五年十二月二十二日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三七号
令和六年一月二十三日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四〇号
令和六年二月二十一日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第　六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小ノ澤哲也議長　日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和五年十月二日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果についてを報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長　消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和五年十二月二十七日及び本年三月二十五日の二日間にわたり消防局三階講堂において、令和五年十月二日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事について及び建設スケジュールについてを単独議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備について、資料を基に理事者より報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は令和五年度末に工事の完了が予定されている第二期盛土工事及び第一期擁壁工事の工事成果について報告を受け、起工が予定されている庁舎棟建築工事の工程等について調査を行うことを確認し散会いたしました。

第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、第二期盛土工事及び第一期擁壁工事について、庁舎棟建築工事の工程等についてを単独議題として理事者より資料を基に理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備については、実施設計について資料を基に理事者より報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、来年度には雨水貯留槽設置工事や訓練塔新築工事等が予定されておりますことから、付議事件について引き続き調査したいので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査といたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和六年三月二十五日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長　柿田有一

川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

○小ノ澤哲也議長　以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ー質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。ー討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○小ノ澤哲也議長　申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者　本日は令和六年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに依然厳しい財政状況ではございますが、令和六年度の当初予算案といたしましては、令和五年度の当初予算対比で六一・六％増の九十五億七千三百六十九万一千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、災害時消防隊員の活動を支える支援車の更新整備のほか、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な災害対応を図るため、既存の通信機器の適正な維持管理と新消防指令センター整備に係る各種工事を実施するとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、川越地区消防局、川越北消防署新庁舎、庁舎棟及び訓練塔の建設工事等、各種事業を実施するものでございます。

また、令和六年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては消防局長に説明させますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げ、結びといたします。

○小ノ澤哲也議長　以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第　七　議案第　一号　川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長　日程第七、議案第一号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長　ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料徴収事務の適正化を図るため、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額が改定されたことに伴い、八項目の手数料の額を改定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和六年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。－これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第　八　議案第　二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

○小ノ澤哲也議長　日程第八、議案第二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案第二号

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九百四十七万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億八千三百五十七万一千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第二条　継続費の変更は、「第二表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第三条　地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

令和六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長　ただいま上程になりました議案第二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書二の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九百四十七万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億八千三百五十七万一千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、二の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、継続費の補正は、物価高騰による事業費の増額に伴い、二の三ページの第二表継続費補正の金額に変更しようとするものでございます。

第三条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、二の四ページの第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第三号）により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費でございます。常備消防費八十四万三千円の減額は、救急高度化の推進の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費八百四十二万八千円の減額は、消防局庁舎整備推進の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防局庁舎建設事業費につきましては、財源内訳を変更しようとするものでございます。

次に、非常備消防費でございます。川島非常備消防費三十五万円減額は、川島町消防団消防車両整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費十四万八千円の増額は、川越市消防水利の増設の事業費の確定に伴い、増額しようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、負担金二百六十九万一千円の減額は、事業費の確定並びに特定財源の追加に伴い、消防組合負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売払収入三十七万円の減額は、不用品売払収入の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防債三千四百四十万円の減額は、常備消防事業債、川島非常備消防事業債、川越水利施設事業債及び消防局庁舎建設事業債の各事業費確定に伴い、減額しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、二千七百九十八万八千円を計上いたしました。緊急消防援助隊施設整備費補助金といたしまして水槽付消防ポンプ自動車等の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページ以降にございます附表一継続費に関する調書及び附表二地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第　九　議案第　三号　令和六年度川越地区消防組合一般会計予算

○小ノ澤哲也議長　日程第九、議案第三号、令和六年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第三号

令和六年度川越地区消防組合一般会計予算

令和六年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第一条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ九十五億七千三百六十九万一千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十二条第一項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第二表継続費」による。

（地方債）

第三条　地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表地方債」による。

（一時借入金）

第四条　地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長　ただいま上程になりました議案第三号、令和六年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書三の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十五億七千三百六十九万一千円と定めようとするものでございます。

令和五年度当初予算と比較いたしますと、割合にして六一・六％、額にして三十六億四千九百一万七千円の増額となっております。支援車等の更新整備、消防指令センターの整備工事及び消防庁舎建設に係る事業費の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を三の二ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、継続費の経費の総額及び年割額を三の四ページの第二表継続費のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を三の五ページの第三表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第四条、一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和六年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は五十四億六千三百八十一万五千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料の総額は三十八万八千円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込額でございます。

次に、消防手数料の総額は四百五十五万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込額でございます。

四ページに移りまして、利子及び配当金は一万円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込額でございます。

次に、物品売払収入は、九十五万円を計上いたしました。不用品売払収入に係る見込額でございます。

次に、消防寄附金一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は五千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

五ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は六百四十七万一千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費の見込額でございます。

次に、雑入の総額は二千十五万二千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越自動車道救急業務支弁金、雑入といたしまして、職員駐車場登録料及び雑入の見込額でございます。

次に、消防債の総額は四十億二千七百三十五万三千円を計上いたしました。常備消防債、非常備消防債、水利施設債、消防局庁舎建設債及び消防指令センター整備債の各事業債に係る見込額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は五百四十六万四千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

総務管理費でございます。

一般管理費の総額は三百七十万七千円を計上いたしました。特別職の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

次に、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万二千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、常備消防費でございます。常備消防費の総額は四十九億六千三百九十六万円を計上いたしました。

事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

九ページに移りまして、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発等に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、支援車等の更新整備等に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成、救急隊員の研修及び救急自動車等の更新整備等に係る所要

額でございます。
次に、消防通信整備につきましては、消防緊急通信指令施設保守管理業務委託等に係る所要額でございます。
十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動資機材の整備等に係る所要額でございます。
次に、常備施設費の総額は一億四千九百五十六万五千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防局庁舎整備推進及び消防署施設管理の各事業でございます。
主な事業につきまして申し上げますと、施設管理に関しましては、川越西消防署エレベーター改修工事等に係る所要額であり、また、消防局庁舎整備推進につきましては、既存ＮＴＴ電柱移設撤去負担金などの消防庁舎建設に係る所要額でございます。
次に、消防局庁舎建設事業費の総額は、令和五年度から令和七年度までの継続費といたしまして、令和六年度分の三十二億五千六百六十万円を計上いたしました。消防局庁舎建設事業の庁舎棟等、造成等及び訓練塔の各事業でございます。庁舎棟建設工事、造成工事及び訓練塔建設工事などの消防庁舎建設に係る所要額でございます。
十三ページに移りまして、消防指令センター整備事業費の総額は、令和六年度から令和七年度までの継続費といたしまして、令和六年度分の六億六千四百三十万円を計上いたしました。消防指令センター整備事業につきましては、消防指令センター整備工事、埼玉県防災ヘリコプターテレビ映像受信装置移設工事などの消防指令センター整備に係る所要額でございます。
次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億二千三百九十四万三千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団車庫改修及び消防団消防車両整備等の各事業でございます。
主な事業を申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。消防団車庫改修につきましては、芳野分団屋上、外壁等改修工事に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、南古谷分団の消防ポンプ自動車更新整備に係る所要額でございます。
十四ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は六千九百五万二千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団施設管理、消防団消防車両整備及び消防団事務等の各事業でございます。
主な事業を申し上げますと、消防団消防車両整備につきましては、第四分団の消防ポンプ自動車更新整備に係る所要額でございます。消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。
十六ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は一億八百九十万三千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。防火水槽新設工事費及び消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。
次に、川島水利施設費の総額は三百四十一万円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。
次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は六百四十七万一千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び器具置場解体、その他工事等に係る所要額でございます。
十七ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は一億九千四百七万一千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。
次に、利子の総額は一千九百二十八万二千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込額でござい

ます。

十八ページに移りまして予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、十九ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては継続費に関する調書、附表三につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員　議案第三号、令和六年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑を申し上げます。

新年度の予算は前年度比大幅に増えました。いよいよ新庁舎の建設が本格的になるということだろうと思います。この点に関しては無事に工事が進むことを期待したいというふうに思います。新年度予算を見ていて何点か気になった部分がありましたので、お聞きをします。

まず、一つはトイレカーの問題です。トイレは、特に災害現場におけるトイレというのはなかなか悩ましい問題で、これに対応するために整備をされるんだろうと思いますが、このトイレカーはどういうふうに運用されるのか、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

大きな二点目は、ＤＸの推進、デジタル化等に関することです。現在あらゆる分野でＤＸの推進が強力に推し進められている社会状況にあって、当組合も例外ではないだろうと思います。そこで、このＤＸ推進がどういうふうに実際に現場で起こっているのだろうかということを少し詳しく聞きたいと思います。

総務課、それから予防課、警防課、それから救急課、それと指揮統制課、それぞれ部局において様々な業務が、大きく仕事のやり方そのものが変わったり、様々ＤＸの推進に合わせて検討されているようなことがあろうと思います。入札等に関する検討もこういったものがどういうふうに進むのかも気になるところなので、それぞれの部局でＤＸ推進の取組がどういうふうに現在行われているのか、検討されているもの等もあれば、併せてお伺いをして一回目といたします。

（浅見　篤次長登壇）

○浅見　篤次長　トイレカーの運用につきまして御答弁申し上げます。

トイレカーの運用につきましては、活動が長期化、もしくは長期化が予測される場合や現場最高指揮者が必要と認める場合に運用しようとするものでございます。また、トイレカーの運用者は災害出場していない所属の職員、または毎日勤務者二名による運用を検討しております。

以上でございます。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長　所管事務について御答弁申し上げます。

当組合のＤＸ推進につきましては、令和五年四月に川越地区消防組合ＤＸ推進計画を策定し、組合全体として取り組んでいるところでございます。

総務課におけるＤＸの取組といたしましては、これまで幅広い世代に消防の魅力や情報を発信するための公式ユーチューブチャンネルの開設や会議資料等のペーパーレス化を推進するためのドキュメントハンドリングソフトウェアの導入、また、会議録作成事務の軽減を図るための音声認識ソフトの活用、そして、現在は川越市と共同で帳票の電子化を図るための電子決裁システムを導入し、運用に向け事務を

進めているところでございます。また、令和六年度には人事評価を通じた組織マネジメントの活性化及び人事評価に対する事務の効率化を図るため、人材育成新システムを導入予定でございます。

次に、電子入札の導入につきましては、当組合においては工事契約などの該当する案件が少なく、現段階では費用対効果が見込めないことから、導入を見送っている状況でございます。

以上でございます。

（小久保和徳予防課長登壇）

○小久保和徳予防課長　所管事務について御答弁申し上げます。

予防課におけるＤＸ推進の取組についてでございますが、令和六年三月現在、埼玉県市町村電子申請届出サービスを利用しまして、防火管理者選任（解任）届出や消防計画作成（変更）届出など、事務処理件数の多い十の手続につきまして電子申請環境を整備し運用をいたしております。

今後につきましては、ＤＸ推進の目的でございます利用者の利便性向上や行政事務の効率化を踏まえまして、適切に事務を推進してまいります。

以上でございます。

（浅見　篤次長登壇）

○浅見　篤次長　所管事務につきまして御答弁申し上げます。

警防課におけるＤＸに係る取組といたしましては、川越地区消防組合の電子申請システムの導入に伴い、現在、原則対面での受付を行っている開発行為に伴う消防水利事前協議につきまして電子申請化を検討しているところでございます。

以上でございます。

（本澤　哲救急課長登壇）

○本澤　哲救急課長　所管事務について御答弁申し上げます。

救急課におけるＤＸ推進の取組についてでございますが、住民の利便性を図ることを目的に、令和六年度から応急手当普及啓発における定例救命講習の受付の一部を電子申請とするものでございます。

今後につきましても住民の利便性の向上が図れる申請の導入について検討してまいります。

以上でございます。

（木村　寛指揮統制課長登壇）

○木村　寛指揮統制課長　所管事務について御答弁申し上げます。

指揮統制課におけるＤＸの取組についてでございます。

今後の計画として、令和八年度から運用開始を予定しております新消防指令センターについては、現在一一九番通報を受報した際の通報内容等を指定様式に記載し保存しておりますが、一一九番通報を受付する指令台に通報内容を入力、データ保存し、ペーパーレス化を実現いたします。

また、大規模災害発生時には、川越市、川島町に設置される災害対策本部において持ち出し可能な端末を活用し、消防局の警防本部で集約した災害情報の閲覧を可能といたします。

以上でございます。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員　それぞれ御答弁をいただきました。

まず、トイレカーの運用について御答弁をいただきました。せっかく導入するんですから、積極的に活用して効果的に使っていただきたいと、この点は申し上げておきたいと思います。

ＤＸについてですが、それぞれお聞きをしました。実際、私、今回聞いてみて、かなり幅広い分野でいろいろな業務がＤＸ化されるということで、なるほどなと思って聞いていました。実際、職員方の仕事にも大きく影響があって、それぞれ研修等も含めてかなりの事務が、仕事のやり方そのものが大きく変わっていくだろうなというふうに思います。人員体制等にも影響してくる部分だと思いますので、しっかり対応していただければと思います。また、市民とのやり取りが発生する手続な

どもこれから見込まれますので、そういった方々にどういうふうに案内をしていくかも含めて、周知なども必要になってくるだろうなというふうに拝見をいたしました。

ということで、仕事が今後大きく変わってくる、もともと消防職員になりたいというふうに入ってきた職員たちの思っていた仕事とやり方そのものが変わってくる部分も大きいと思いますので、しっかり検証しながら実施を進めていただきたいというふうに思います。

予算ですので、少し財源等がどういうふうになっているのかも気になる部分ですので、このＤＸ推進に伴うシステム等導入費用等の財源について、特定財源等、見込まれているものがあるのか、どういうふうに財源確保しながら行っていくのかお伺いをして私の質疑といたします。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長　御答弁申し上げます。

当組合のＤＸ推進計画に伴うシステム導入費用の財源につきましては、現在、川越市及び川島町からの負担金を主な財源としており、国からの補助金や地方債といった特定財源は活用しておりませんが、令和八年度に運用開始を予定している新消防指令センター整備事業に伴う機器の導入の際には交付税措置があり、より有利な起債事業の活用を見込んでおります。引き続き、デジタル機器等の導入の際には、国の動向に注視しながら財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長　小高浩行議員。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員　議長のお許しをいただきましたので、さきの議員に引き続き、議案第三号、令和六年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑をいたします。

初めに、元日に発生した能登半島地震では甚大な被害が発生し、被害地の一日も早い復興を願っております。この震災では朝市通りの一帯で大規模な火災が発生し、消火活動に従事される消防関係の皆様の活動並びに倒壊した家屋や土砂災害の現場から救助活動に多くの消防関係者の皆様が従事され、改めまして皆様の活動に敬意と感謝を捧げたいと思います。ありがとうございます。また、先週の二十一日には埼玉県と栃木県で最大震度五弱を記録する地震も発生し、災害への関心が高まっております。

そのような中で、令和六年度一般会計予算は、新消防庁舎建設や通信設備の更新など、前年度よりも約三十六億円増の九十五億七千三百六十九万一千円と積極的な予算となっております。

一点目に、消防水利の現状と令和六年度の水利に関する施策についてお伺いいたします。

昨年、川越駅西口に地上二十五階建て、高さ八十六メートルの超高層建築物が完成しました。二点目として、参考までに組合管内の高層建築物の状況についてお伺いいたします。

三点目として、高層建築物の火災における消火活動と住民避難についてお伺いいたします。

四点目として、令和六年度の消防関係車両の整備予定についてお伺いいたします。

能登半島地震でも、災害発生時の住民相互の共助組織として消防団や自警消防隊などの活躍が報道され、その重要性は増していると感じます。五点目として、令和六年度の消防団及び自警消防隊に係る施設の整備予定についてお伺いいたします。

六点目として、消防団の組織人数の状況についてお伺いして一回目といたします。

（浅見　篤次長登壇）

○浅見　篤次長　所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、消防水利の現状でございますが、令和六年三月一日現在、川越地区消防組合管内の消防水利に関しましては、川越市に防火水槽が千六百九十二基、消火栓が五千六百二十四基、川島町に防火水槽が二百三十二基、消火栓が五百三基整備されております。このほかプール及び池等の貯水施設について、川越市で八十二か所、

川島町で七か所を消防水利として指定しております。

次に、令和六年度の水利に関する施策でございますが、南古谷駅周辺地区整備事業に伴い、ＪＲ南古谷駅北口駅前広場に四十立方級防火水槽一基の新設を予定しております。また、消火栓につきましては、水道配管の布設替え等に合わせ川越市上下水道局及び川島町上下水道課と、より充実した配置について協議してまいります。

次に、川越地区消防組合管内の十一階以上の高層建築物の状況でございますが、令和六年三月一日現在、八十四棟であり、全て川越市に建設されているものでございます。

次に、高層建築物の火災における消防活動と住民避難についてでございますが、高層建築物で発生した火災につきましては、住民等の関係者により初期消火設備である屋内消火栓を使用した消火が実施されます。当該高層建築物にスプリンクラー設備が設置されている場合には、熱を感知することにより自動消火を行います。

通報を受け出場した消防隊は、当該高層建築物に設置された自動火災報知設備の受信盤により発災した部屋を特定後、避難階段や非常用エレベーターを活用し発災した部屋へ向かうとともに、当該建物敷地内に設置された連結送水管送水口に消防ポンプ自動車から水を送り、三階以上に設けられた放水口に消防用ホースを接続し、消火活動等を行います。

また、はしご付消防自動車は、十一、二階まで架梯することから、それより上階の住民等の避難につきましては、防火シャッターなどで区画された安全な防火区画内に避難し、その後、特別避難階段を使用し避難できるよう計画しております。

次に、令和六年度の消防関係車両の整備予定についてでございますが、令和六年度に消防関係車両の整備を予定しておりますのは、常備車両は消防ポンプ自動車一台、支援車一台、トイレカー一台、警防車一台、広報車一台、救急車二台でございます。また、消防団車両は、川越市消防団南古谷分団の消防ポンプ自動車一台、川島町消防団第四分団の消防ポンプ自動車一台を整備する予定でございます。

以上でございます。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長　所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、令和六年度の消防団及び自警消防隊に係る施設の整備予定につきましては、川越市消防団では、芳野分団車庫の屋上防水及び外壁の改修を予定しております。川島町消防団では、第一分団車庫の屋根の塗装並びに外壁及びトイレの改修を予定しております。川越市自警消防隊では二件の施設整備を予定しており、一件は鴨田地区の三つの自警消防隊の統廃合に伴う鴨田第三自警消防隊器具置場の解体及び火の見やぐらの撤去、一件は鴨田第二自警消防隊器具置場の扉の修繕を予定しております。

次に、消防団の組織人数の状況につきましては、令和六年三月一日現在、川越市消防団におきましては、定数三百三十名、実員二百六十一名で、充足率は五年前の八八・二％に対して七九・一％と、九・一ポイントの減でございます。川島町消防団におきましては、定数百二十九名、実員百十四名で、充足率は五年前の九〇・四％に対して八八・四％、二ポイントの減でございます。

全国的に消防団員数の減少が深刻な課題となっている中で、当組合消防団においても同じような課題を抱えているところでございます。川越市消防団では、十二個分団のうち南部、西部に位置する四個分団におきまして充足率七〇％に至っていない状況でございます。一方、川島町消防団では、分団ごとに大きな差はなく、六個分団すべて充足率八〇％を超えている状況でございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長　暫時休憩いたします。

午後二時五十五分　休憩

午後二時五十九分　再開

○小ノ澤哲也議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員　それぞれ御答弁をいただきました。

地震災害が発生して、仮に消火栓が使えなくなった場合には、防火水槽が川越市に千六百九十二基、川島町に二百三十二基あり、また、プールや池などの貯水施設も川越市に八十二か所、川島町に七か所あるということで少し安心しました。令和六年度に南古谷北口駅前広場にも防火水槽が整備されるということで、災害を想定した水利が充実することを理解いたしました。

十一階以上の高層建築物の状況についても八十四棟もあることを理解しました。はしご車で上がれる高さは十一、十二階程度ということや高層建築物には防火壁や防火シャッターで区画された避難階段が設置されているというお話もありました。

消防活動について、スプリンクラーや屋内消火栓は建物利用者の消火設備ということで、消防署では連結送水管という設備に水を送って上層階の放水口から消火活動をすることを理解しました。令和六年度も引き続き高層建築物をはじめ建築物の消防関係設備の査察や点検などをよろしくお願いいたします。併せて、令和六年度の消防関係車両の更新整備予定も理解をさせていただきました。

二回目の一点目として、火災現場から消防水利までが遠距離であった場合や消火用水が不足した場合の消火活動についてお伺いいたします。

二点目として、南古谷駅北口駅前広場の防火水槽の容量を四十立方級としたのはどうしてか、また、四十立方級で放水可能な時間はどの程度なのかお伺いいたします。

三点目として、今回の車両整備予定にはありませんが、水槽車の容量と放水時間はどの程度か、参考までにお伺いいたします。

一回目の質問で消防団や自警消防隊に係る施設整備の内容や消防団の組織人数について御答弁いただき、消防団の定数に対する充足率が五年前に比べて、川越市で九・一ポイント減の七九・一％、川島町で二ポイント減の八八・四％であるということ、また、自警消防隊の再編成が進んでいることを理解いたしました。住民相互の共助組織としての消防団や自警消防隊の人数が年々減少していることから、組織の維持存続に向けた早急な対策の必要性を感じます。

二回目の最後に、四点目として、消防団員増加に対する取組についてお伺いして、私の質疑といたします。

（浅見　篤次長登壇）

○浅見　篤次長　所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、火災現場から消防水利までが遠距離であった場合や消防用水が不足した場合の消火活動についてでございますが、総務省消防庁が告示している消防水利の基準におきまして、消防ポンプ自動車で長時間にわたり無理のない放水を継続できることを考慮して算出された距離は、約二百メートルであるとされております。したがいまして、消防水利に消防ポンプ自動車が部署して火災現場まで二百メートル以上の遠距離であった場合は、おおむね消防用ホース十本の延長を目安とし、消防水利から火災現場までの間に必要数の消防ポンプ自動車を配置し、消火活動を行うものでございます。

また、消火用水が不足した場合につきましては、消防応援を要請するとともに、大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定により、コンクリートミキサー車を所有する事業所に協力を要請し、消火用水の確保を図るものでございます。

次に、防火水槽の容量を四十立方級としている理由、また、四十立方級で放水可能な時間についてでございますが、総務省消防庁が告示している消防水利の基準におきまして、消防水利は、常時貯水量が四十立方メートル以上、または取水可能水量が毎分一立方メートル以上で、かつ連続四十分以上の給水能力を有するものでなければならないとされております。このようなことから、一般的な木造建物火災での消防車一台から放水する筒先の数を二口とした場合の四十立方級防火水槽一基当たりの放水可能時間につきましては、おおむね四十分でございます。

次に、水槽車の容量と放水時間についてでございますが、川越中央消防署大東分署に配置しております水槽車の積載水量にあっては五トン、放水時間については、標準的な放水量である一分間当たり一トンで換算しますと、おおむね五分の放水時

間となります。
以上でございます。
（大谷清秋総務課長登壇）
○大谷清秋総務課長　所管事務について御答弁申し上げます。
消防団員増加に対する取組につきましては、令和五年度は組合設立五十周年記念式典などの各行事や地域で行われる防災訓練での訓練指導等、住民の皆様と触れ合う機会に恵まれ、広い世代に消防団をＰＲすることができました。令和六年度におきましても各行事を通じて消防団のＰＲを行い、消防団員増加に取り組んでまいります。
また、消防団員が活動しやすい環境づくりの一環として、令和六年度開催予定の消防団行事につきまして電子申請システムを活用して消防団員へアンケートを実施し、新たな開催の方法について検討を行っているところでございます。今後も従来の方法にこだわらずに消防団員の意見を積極的に取り入れ、消防団に入団しやすく、かつ活動しやすい環境づくりの構築を図ってまいります。
以上でございます。
○小ノ澤哲也議長　以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。
－これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。
本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）
○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加
○小ノ澤哲也議長　お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）
○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一〇　一般質問について
○小ノ澤哲也議長　日程第十、一般質問についてを議題といたします。
発言を許可します。中村文明議員。
（中村文明議員登壇）
○中村文明議員　議長より発言の許可をいただきましたので、通告しております今後の消防体制の強化について一般質問を申し上げます。
火災など発生時に通報者からしてみると、一刻も早く現地に到着してほしい、もらいたい、そのような思いで電話受話器を取っているかと思います。放水車など現場へ駆けつける消防隊や消防団の方は、安全に一秒でも早く現場へ駆けつける、そのような思いで駆けつけていただいていると思います。私が日頃申している地域の中に福原地域がございますけれども、訪問時には、消防署を福原地域に設置を強く希望する声を多く伺います。先日もある地域での火災発生時に、放水車が現場へ向かうサイレンの音は聞こえるのですけれども、なかなか近づいてこないという声もございました。道路状況もあるかと思いますが、もっと早く到着するためにも福原地域への設置を早くしてほしいとの声もございました。
そのようなことから何点か、確認も含めお伺いをさせていただきます。
まず、一点目に、火災発生時に放水車、放水した車両が現地へ到着する時間について、管内全域及び福原地域で一番時間を要した例についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。
また、時間の短い例についてもお伺いをいたします。
二点目に、先ほども触れましたけれども、福原地域での火災発生時に緊急車両の

サイレンの音は聞こえるが、なかなか近づいてこないとの声も伺いましたが、福原地域での火災発生時にはどの消防署から向かうのか、確認のためお伺いをいたします。

三点目に、大東地域から福原地域へ出動する場合に踏切などで要した時間について、どのようになっているのかをお伺いをいたします。

四点目に、川越市内の分署も含め、地域ごとに配置が足りているのかお伺いをいたします。

五点目に、令和二年第三回定例会について一般質問での議事録を確認しましたところ、国の示す消防力の整備指針によると、消防組合では署所数が十であるのに対して現在八となっておりますが、適切な対応のため新たな署所の整備も含めた組織の強化について調査研究していく旨の答弁があったと思いますが、進捗状況について、調査状況も含めお伺いいたします。

また、現状について、どのようになっているのかお伺いをいたしまして、以上、一回目といたします。

（浅見　篤次長登壇）

○浅見　篤次長　所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、火災発生時に放水した車両が現地到着する時間について、管内全域及び福原地域で一番時間を要した例について、また、時間の短い例についてでございますが、管内全域の過去三年間における火災発生時に消防車両が現場到着に要した時間で最も長い例につきましては、令和四年七月二十八日に中老袋地内、入間川左岸入間大橋下で発生いたしました車両火災であり、出場から現場到着まで十四分を要しております。また、最も時間の短い例につきましては、令和五年八月十六日に宮元町地内で発生した建物火災であり、出場から現場到着まで一分となっております。

次に、福原地域で火災発生時に消防車両が現場到着に要した時間で最も長い例につきましては、令和四年五月二日に中福地内で発生した建物火災であり、出場から現場到着まで十三分を要しております。また、現場到着に要した時間が最も短い例につきましては、令和四年九月三十日に砂久保地内で発生した車両火災であり、出場から現場到着まで四分となっております。

次に、福原地内での火災等発生時にはどの消防署から向かうのかについてでございますが、福原地域での火災等発生時には、出場部隊に関する編成及び運用計画に基づき消防局から指揮隊が出場するほか、川越北消防署、川越中央消防署、高階分署及び大東分署から消防車両が出場することとされております。

次に、大東地域から福原地域へ出場する場合、踏切などでの要した時間でございますが、大東地域から福原地域へ出場した消防部隊が踏切遮断により時間を要した事案につきましては、過去三年間で三件あり、これに要した時間は約一分間から約二分間と推測されております。内訳につきましては、火災が一件で約二分間、救急の支援が二件で、それぞれ約一分間となっております。

以上でございます。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長　所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、川越市内の分署を含め地域ごとに配置がされているのかについてでございますが、平成二十六年度に実施をした消防力適正配置調査において消防署、分署の配置場所については、おおむね適正に配置されているものの、川越市南部の福原方面と東部の芳野方面が手薄であるとされております。

次に、署所数につきましては、消防力適正配置調査の結果、手薄な地域とされた川越市南部の福原方面と東部の芳野方面の強化に向けて現在、消防局、川越北消防署庁舎を川越市の伝統的建造物群保存地区及び川越市北部への消防力を維持しつつ川越市東部地域を包括的にカバーできる場所として御成町へ移転させ、防災拠点施設としての耐震性能及び耐浸水性の確保、訓練施設等の整備、大規模災害時の防災拠点とするための建設工事を行っております。このことから東部の芳野方面の消防力が強化されると考えております。また、現在、令和八年度の新消防局、川越北消防署の移転に伴う組織体制の見直しについて検討を進めております。

以上でございます。

（中村文明議員登壇）

○中村文明議員　それぞれ御答弁をいただきました。

御答弁では、平成二十六年度に実施をした消防力適正配置調査において、消防署、分署の配置場所についてはおおむね適正に配置されているものの、川越市南部の福原方面と東部の芳野方面が手薄であるとされておるという答弁がございました。

先ほども触れましたけれども、福原地域を訪問し懇談をすると、設置場所など具体的な要望も多く伺います。やはり一日も早く福原地域へ消防分署も含め設置を強く要望する声もあることも現実であると思います。地域からの要望書も提出をされているかと思います。消防力の強化につながると思いますけれども、ぜひ早急の検討を希望しますが、最後に、福原分署などの建設について、消防組合の考え方についてお伺いをいたします。また、今後の展望についてお伺いをいたしまして、以上、質問といたします。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長　御答弁申し上げます。

当組合が令和四年度に策定した川越地区消防組合個別施設計画では、一九七二年度建築の高階分署の更新事業を二〇三八年度まで、一九七八年度建築の大東分署の更新時期を二〇四四年度までに計画するとしていることから、これに合わせて管内人口増減の推移、分布状況等を総合的に勘案しつつ、福原方面の消防力の強化方法を検討してまいります。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長　以上をもって通告者の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

△閉　会

○小ノ澤哲也議長　以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二十分　閉会

△会議の結果

日程第　一　会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第　二　議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第　三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第　四　会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第　五　監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第　六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第　七　議案第　一号　川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第　八　議案第　二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

原案可決

日程第　九　議案第　三号　令和六年度川越地区消防組合一般会計予算

日程第一〇　原案可決

一般質問について

議員一人が一般質問を行った。